

議案第 9 号

君津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

君津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）による工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の一部改正及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 16 年総務省令第 138 号）の一部改正に伴い条例の規定を整備するとともに、防火対象物の消防用設備等の状況が法令等に違反する場合にその内容等を公表できるようにするため、君津市火災予防条例（昭和 46 年君津市条例第 26 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市火災予防条例の一部を改正する条例

君津市火災予防条例（昭和46年君津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の5第1号の改正規定及び同条中第6号を第7号とし、第5号の次に1号

を加える改正規定 公布の日

(2) 第16条第1項の改正規定 令和元年7月1日

君津市火災予防条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 省略</p> <p>第6章 雑則（第43条—第49条）</p> <p>第7章 罰則（第50条・第51条）</p> <p>附則</p> <p>（避雷設備）</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（設置の免除）</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が一種_____の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2) ～(5) 省略</p> <p><u>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 省略</p> <p>第6章 雑則（第43条—第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則</p> <p>（避雷設備）</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>_____に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（設置の免除）</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2) ～(5) 省略</p>

要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) 省略

第6章 雑則

第43条～第47条 省略

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

(委任)

第49条 省略

第7章 罰則

(罰則)

第50条 省略

第51条 省略

(6) 省略

第6章 雑則

第43条～第47条 省略

(委任)

第48条 省略

第7章 罰則

(罰則)

第49条 省略

第50条 省略